



## 業務委託契約書

収入印 紙	収入印 紙
収入印 紙	収入印 紙

- 1 業務名 東部下水処理場等運転維持管理業務委託
- 2 履行場所 高松市屋島西町外19町地内
- 3 契約期間 契約締結の日から令和11年3月31日まで
- 4 履行期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

5 業務委託料

うち取引に係る  
消費税及び地方  
消費税の額

										円
										円

6 契約保証金

										円
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

高松市契約規則第22条（契約金額の10%以上）

7 業務委託料支払条件

毎月業務完了検収合格後、適法な請求書を高松市が受領した日から30日以内に支払うものとする。

（月別の委託料内訳は別表のとおり）

8 報奨金

仕様書に定める支出基準を達成し、適法な請求書を高松市が受領した日から30日以内に各項目につき報奨金1,650,000円（うち消費税額150,000円）とし、年間最大3,300,000円を支払うものとする。

（契約期間中最大5回）

この業務の委託について、高松市（以下「委託者」という。）と〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「受託者」という。）との間に、地方自治法、地方公営企業法施行令、高松市下水道事業の会計事務の特例に関する規則第100条において準用する高松市契約規則及び次の条項により委託契約を締結した。

この契約を証するため、本書2通を作成し、委託者、受託者を記名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年 月 日

委託者 高松市  
高松市長 大西 秀人 印

受託者 住 所  
氏 名 印

## 目 次

第 1 条	総則	1
第 2 条	指示等及び協議の書面主義	1
第 3 条	契約の保証	1
第 4 条	権利義務の譲渡、再委託等の禁止	2
第 5 条	緊急事態時の取扱い	2
第 6 条	モニタリング	3
第 7 条	性能基準不適合に対する措置	3
第 8 条	性能基準不適合に対する罰則	4
第 9 条	検収	4
第 10 条	業務委託料の支払	4
第 11 条	報奨金の支払	5
第 12 条	契約の変更等	5
第 13 条	不当要求行為を受けた場合の措置	5
第 14 条	委託者の任意解除権	6
第 15 条	委託者の催告による契約解除権等	6
第 16 条	委託者の催告によらない解除権	7
第 17 条	委託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限	9
第 18 条	委託者の損害賠償請求等	9
第 19 条	受託者の催告による解除権	10
第 20 条	受託者の催告によらない解除権	10
第 21 条	受託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限	10
第 22 条	受託者の損害賠償請求等	10
第 23 条	解除に伴う措置	11
第 24 条	損害のために必要な経費の負担	11
第 25 条	契約不適合責任	11
第 26 条	契約不適合責任期間等	12
第 27 条	談合その他不正行為による賠償金	13
第 28 条	技術提案不履行による違約金	13
第 29 条	違約金等の徴収	13
第 30 条	事務室等の貸借	13
第 31 条	知的財産権の保護	14
第 32 条	秘密の保持	14
第 33 条	委託業務の引継ぎ	14
第 34 条	専属的合意管轄	14
第 35 条	賃金又は物価の変動に基づく業務委託料の変更	14
第 36 条	土地への立入り	15
第 37 条	法令変更	15

第 3 8 条	消費税率等の改定	1 6
第 3 9 条	遅延利息の率	1 6
第 4 0 条	定めのない事項等の処理	1 6

(総則)

第1条 受託者は、委託者が設置する下水処理施設（下水処理場、再生処理施設、発電施設、M I C S施設）、汚水ポンプ場（分流式汚水中継ポンプ場、マンホールポンプ施設）、雨水ポンプ場（分流式及び合流式雨水ポンプ場、合流式ポンプ場）、衛生センター等（以下「下水道施設」という。）の機能が十分発揮でき、かつ所定の能力が保持できるよう、本契約書、仕様書、受託者が提出した技術提案書等（以下「契約書等」という。）で定めるところにより、下水道施設の運転維持管理業務（以下「業務」という。）を誠実に履行しなければならない。

- 2 受託者は、仕様書で定める性能基準を担保することを条件とし、自らの裁量で業務を安全かつ効率的に実施するものとする。
- 3 受託者は、業務を契約書記載の期間内に、仕様書に基づき履行するものとし、委託者は、その契約代金を支払うものとする。
- 4 仕様書に明示されていないもの又は交互符合しないものがあるときは、委託者と受託者とが協議して定める。

(指示等及び協議の書面主義)

第2条 この契約書等に定める指示、請求、通知、報告、届出、申出、承諾、回答等（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむをえない事情がある場合には、委託者、受託者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、委託者、受託者は、すでに行った指示等を書面に記載し、遅滞なくこれを受託者に交付するものとする。
- 3 委託者、受託者は、この契約書等に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。
- 4 下水道施設台帳のほか、委託者との協議により電磁的記録により報告を行う事項については、前3項に該当しない。

(契約の保証)

第3条 受託者は、高松市契約規則（高松市下水道事業の会計事務の特例に関する規則第100条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により公告その他の契約の申込みの誘引において委託者から求められたときは、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第4号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を委託者に寄託しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

- (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は委託者が確実と認める金融機関の保証
  - (4) この契約による債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第5項において「保証の額」という。）は、契約金額の10分の1以上としなければならない。
  - 3 受託者が第1項第3号又は第4号のいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第18条第3項各号に規定する者による契約の解除に伴う損害についても保証するものでなければならない。
  - 4 第1項の規定により、受託者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる保証を付したときは契約保証金の納付を免除する。
  - 5 契約金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の契約金額の10分の1に達するまで、委託者は、保証の額の増額を請求することができ、受託者は、保証の額の減額を請求することができる。

（権利義務の譲渡、再委託等の禁止）

- 第4条 受託者は、この契約により生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、法令に適合し、かつ書面により委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 受託者は、仕様書で規定する業務の主たる部分を第三者に再委託し、又は請け負わせてはならない。
  - 3 受託者は、軽微な事項を除いて、業務の一部を再委託し、又は請け負わせたときは、相手方の商号又は名称その他必要な事項について、委託者に報告しなければならない。

（緊急事態時の取扱い）

- 第5条 受託者は、流入水質を逸脱する流入下水があった場合、天災、事故等の不可抗力により下水道施設に損傷が生じた場合（以下「緊急事態」という。）は、速やかに委託者に報告するものとする。また、委託者は、緊急事態を生じさせる可能性の高い事実の発生を知った場合、速やかに受託者に通知するものとする。
- 2 受託者は、第1項の緊急事態においても、性能基準等を達成することができるよう努めるものとする。また、緊急事態等の特別の理由により委託者、受託者が必要と認めた場合は、業務を一時的に委託者の指示の下におくことができるものとする。

3 緊急事態により発生した次に掲げる損害は、原則として委託者が負担するものとする。ただし、受託者の責めに帰すべき理由による損害、受託者が委託者の指示に定められた方法に従わなかったために生じた損害は、受託者の負担とする。

(1) 下水道施設の水質に重大な影響を及ぼす有害物質、化学物質等が原因で受託者の対応に故意又は過失がないにもかかわらず、活性汚泥の死滅等が発生し下水を処理することが不可能になった場合の処理機能を回復するための費用等

(2) 天災の場合で受託者の対応に故意又は過失がないにもかかわらず、下水道施設が損傷し、機能を発揮することが不可能になった場合の下水道施設を修復するための費用等

(3) その他受託者の責務に帰することができない外的要因によると公正に判断できる場合の費用等

#### (モニタリング)

第6条 受託者は、仕様書で定める手法により、性能基準の達成状況について委託者のモニタリングを受けるものとする。

2 受託者は、モニタリングに必要な資料を指定された期日までに提出するものとする。

3 モニタリングを行うための費用は、前項の規定に基づき提出する資料の作成費用を除き、委託者が全額負担する。ただし、性能基準の未達成に伴う再度のモニタリングを行うための追加費用は、受託者が全額負担する。

#### (性能基準不適合に対する措置)

第7条 モニタリングの結果、受託者の業務内容が性能基準に適合しないことが判明したときは、受託者の責務に帰することができない外的要因によると公正に判断できる場合などを除き、委託者は、受託者に対して、是正の勧告（口頭も含む）を行うものとする。

2 是正の勧告に基づく措置を講じるときは、受託者は措置の内容、措置期限等を明示した届出書（様式第3号）を勧告通知日から7日以内に提出するものとする。

3 第1項の場合において、性能基準不適合事項が重大なものであるとき、若しくは履行期間中の繰り返しの発生事項であるとき、又は、受託者が是正の勧告に対する措置期限を遵守しない場合は、委託者は、受託者に対して、書面（様式第9号）にて是正命令を行うものとする。

4 是正命令に基づく措置を講じるときの手続きは、第2項を準用する。

5 是正の勧告及び命令に対する措置に係る費用は、受託者が負担する。

- 6 受託者は、是正の勧告及び命令に対する措置を完了したときは、その内容等について、委託者に速やかに報告（様式第2号）しなければならない。
- 7 委託者は、前項の措置完了の報告を受け、その内容が妥当であるときは、受託者に措置の承諾及び完了認定日を通知するものとする。
- 8 委託者は、受託者が行った措置が不十分であると認める場合は、受託者に対して、第2項の措置期限内の場合は再度勧告するものとし、期限を超過している場合は是正命令をするものとする。

（性能基準不適合に対する罰則）

第8条 是正命令については、是正命令通知日から完了認定日までの期間について、当該施設、当該業務に係る部分の委託料の全部、又は一部を減額する。

- 2 委託者は、前項の委託料減額に併せて、総括業務責任者等の担当者、物品の調達先、業務の再委託先の変更を指示することができる。
- 3 委託者は、是正の勧告及び命令に対する措置についての前条第8項に規定する是正措置が完了するまでの期間においては、前2項の処分は留保するものとする。
- 4 第1項の場合において、法令等遵守や公益を確保するために必要なときは、委託者は受託者に代わり業務の一部を直接執行することができる。このときに要した費用については、業務委託料から減額して相殺する。

（検収）

第9条 受託者は、毎月の業務を完了したときは、遅滞なく委託者に対して業務完了届を提出しなければならない。

- 2 委託者は、前項の業務完了届を受理したときは、受理した日から10日以内に委託業務の完了を確認するための検収を行わなければならない。
- 3 前項の検収の結果不合格となり、委託業務内容の修補等を命ぜられたときは、受託者は遅滞なく当該修補等を行い、再検収を受けなければならない。この場合において、再検収の期日については同項の規定を準用する。

（業務委託料の支払）

第10条 受託者は、検収に合格したときは、業務委託料の支払を請求することができる。

- 2 委託者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に業務委託料を支払わなければならない。
- 3 委託者がその責めに帰すべき事由により前条第2項に規定する期間内に検収を完了しないときは、その期限を経過した日から検収を完了した日までの期間の日数は、前項に規定する期間（以下この項において「約定期間」とい

う。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(報奨金の支払)

第11条 仕様書に定める報奨金の支出基準が達成されたときは、委託者は受託者に通知するものとする。

- 2 受託者は、前項の通知を受け、仕様書に定める手順に基づき報奨金の支払を請求しようとするときは、委託者の確認を受けなければならない。
- 3 委託者は、受託者から提出された節減取組の報告内容が妥当であると認める場合は、その旨を通知するものとする。
- 4 受託者は、前項の通知を受けたときは、報奨金の支払を請求することができ、受託者は、適法な請求があつてから、30日以内に報奨金を支払わなければならない。
- 5 報告内容の妥当性が確認できない場合は、その旨を通知し、その内容に係る質問や疑義は一切認めないものとする。

(契約の変更等)

第12条 委託者は、必要がある場合には、仕様書の内容を変更し、又は業務を一時中止することができる。この場合、契約金額又は履行期限を変更する必要があるときは、委託者と受託者が協議して書面によりこれを定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が調わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。

- 2 前条で規定する緊急事態となつたときは、委託者と受託者が協議して、契約内容の変更について書面により定める。

(不当要求行為を受けた場合の措置)

第13条 受託者は、この契約の履行に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 暴力団等から不当要求行為を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに委託者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。
- (2) 暴力団等から不当要求行為による被害を受けた場合は、速やかに委託者に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。
- (3) この契約について下請業者又は再委託業者がある場合においては、当該業者が暴力団等から不当要求行為を受け、又は不当要求行為による被害を受けた場合は、受託者に報告するよう当該業者を指導し、その報告

を受けたときは、委託者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出る  
こと。

2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところ  
による。

(1) 暴力団等 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法  
律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下  
この号並びに第16条第8号及び第10号において同じ。））、暴力団関係  
者（暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号  
及び第16条第8号において同じ。）又は暴力団員以外の者で、暴力団と  
関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同法第2条第1号に規定  
する暴力的不法行為等を行うもの又は暴力団に資金等を供給すること等  
によりその組織の維持及び運営に協力し、若しくは関与するものをいう。第  
16条第10号において同じ。）その他不当要求行為を行う全ての者をい  
う。

(2) 不当要求行為 不当又は違法な要求その他物品の買入れ等の適正な履  
行を妨げる一切の不当又は違法な行為をいう。

（委託者の任意解除権）

第14条 委託者は、業務が完了するまでの間は、次条又は第16条の規定に  
よるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 委託者は、次条又は第16条の規定によらないでこの契約を解除したこと  
により受託者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。  
い。

（委託者の催告による契約解除権等）

第15条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の  
期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契  
約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の  
不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この  
限りでない。

(1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しない  
とき、又はその責めに帰すべき理由により、履行期間内に業務が完了する  
見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) この契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。

(3) 正当な理由なく、第25条第1項の履行の追完をしないとき。

(4) 受託者が業務を受託し、又は履行するための法令上の資格を喪失した  
とき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、受託者がこの契約に違反したとき。

(委託者の催告によらない解除権)

第16条 委託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 受託者が第4条第1項の規定に違反し、委託料債権を譲渡したとき。
- (2) 受託者がこの契約の目的及び仕様書等で規定する事項（以下、「成果」という。）を達成させることができないことが明らかであるとき。
- (3) この契約の成果に契約不適合があるとき。
- (4) 受託者がこの契約の成果の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (5) 受託者の債務の一部の履行が不能である場合又は受託者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達成することができないとき。
- (6) 受託者が暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者に委託料債権を譲渡したとき。
- (7) 第19条又は第20条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (8) 受託者が次のいずれかに該当するとき。

ア 代表一般役員等（受託者の代表役員等（受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合には代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。）をいう。以下このアにおいて同じ。））、一般役員等（法人の役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所（常時業務の委託契約を締結する事務所をいう。）を代表する者（代表役員等に含まれる場合を除く。）をいう。）又は経営に事実上参加している者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団関係者であると認められるとき。

イ 代表一般役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な財産上の利益を図るため又は第三者に債務の履行を強要し、若しくは損害を加えるため、暴力団又は暴力団関係者を利用したと認められるとき。

ウ 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して、名目のいかんを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を与え、又は便宜を供与したと認められるとき。

エ 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

オ 再委託契約又は資材等の購入契約（以下「再委託契約等」という。）を締結する場合等において、その相手方がアからエまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、再委託契約等を締結する等当該者を利用したと認められるとき。

- カ アからエまでのいずれかに該当する者と再委託契約等を締結する等当該者を利用していた場合（オに該当する場合を除く。）において、委託者が当該再委託契約等を解除する等当該者を利用しないよう求めたにもかかわらず、これに従わなかったとき。
- キ この契約に関し、受託者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下この号において「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受託者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受託者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第7条の2第2項及び第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下この号において「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
- ク この契約に関し、納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受託者又は受託者が構成事業者である事業者団体（以下このク及びケにおいて「受託者等」という。）に対して行われたときは、受託者等に対する命令で確定したものをいい、受託者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。ケにおいて「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- ケ この契約に関し、納付命令又は排除措置命令により、受託者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受託者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- コ この契約に関し、受託者（法人にあっては、その役員及び使用人を含む。サにおいて同じ。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- サ この契約に関し、受託者の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

(委託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第17条 委託者は、第15条各号又は前条各号に定める場合が委託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、第15条又は前条の規定による契約の解除をすることができない。

(委託者の損害賠償請求等)

第18条 委託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 受託者が履行期間内に業務を完了することができないとき。
- (2) この契約の成果に契約不適合があるとき。
- (3) 第15条又は第16条の規定により、この契約が解除されたとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、受託者が債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受託者は、委託料の10分の1に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 第15条又は第16条の規定により成果の引渡し前にこの契約が解除されたとき。
- (2) 成果の引渡し前に、受託者がその債務の履行を拒否し、又は受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
- (2) 受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
- (3) 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

4 第1項各号又は第2項各号に定める場合(前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。)がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

5 第1項第1号に該当し、委託者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、委託料から部分引渡しを受けた部分に相応する委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、第39条に規定する遅延利息の率で計算した額とする。

6 第2項(第16条第8号及び第10号の規定により、この契約が解除された場合を除く。)に該当する場合において、第3条の規定により契約保証金

の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、委託者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

(受託者の催告による解除権)

第19条 受託者は、委託者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受託者の催告によらない解除権)

第20条 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第12条第1項の規定により契約を変更したため委託料が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第12条第1項の規定による業務の中止期間が履行期間の2分の1を超えたとき。

(受託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第21条 第19条又は前条各号に定める場合が受託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受託者は、第19条又は前条の規定による契約の解除をすることができない。

(受託者の損害賠償請求等)

第22条 受託者は、委託者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に該当する場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして委託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第19条又は第20条の規定によりこの契約が解除されたとき。
  - (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 第9条第2項の規定による委託料の支払が遅れた場合においては、未受領金額につき、遅延日数に応じ、第39条に規定する遅延利息の率で計算した額の遅延利息の支払を委託者に請求することができる。
  - 3 第19条の規定により、この契約を解除したときは第18条第3項及び次条第1項の規定を、第20条の規定によりこの契約を解除したときは次条第1項の規定を準用する。

(解除に伴う措置)

第23条 委託者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、受託者が既に業務を完了した部分（以下「既履行部分」という。）で検収に合格し、当該部分についてこの契約の目的を達成することができると思われるときはこの部分の引渡しを受けることができる。この場合において、委託者は当該引渡しを受けた既履行部分に相応する委託料を受託者に支払うものとし、第9条の規定中「委託料」とあるのは「既履行部分に係る委託料」と読み替えて、この規定を準用する。

2 業務完了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については委託者及び受託者が、民法の規定に従い協議して定める。

(損害のために必要な経費の負担)

第24条 この契約の履行において生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、全て受託者が負担するものとする。ただし、その損害が委託者の責めに帰すべき事由による場合には、この限りでない。

(契約不適合責任)

第25条 委託者は、引き渡された成果が品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受託者に対し、その修補等による履行の追完を請求することができる。

2 前項の場合において、委託者は、同項に規定する履行の追完の請求（以下「追完請求」という。）に代え、又は追完請求とともに、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができる。

3 第1項の場合において、委託者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、委託者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。この場合において、代金の減額の割合は契約不適合の業務量を基準とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求（以下「代金減額請求」という。）することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受託者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 業務の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、委託者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(契約不適合責任期間等)

第26条 委託者は、引き渡された成果に関し、引渡しを受けた場合において、契約不適合(数量に関する契約不適合を除く。)であることを知った日から1年以内にその旨を受託者に通知しないときは、委託者は、その契約不適合を理由とした追完請求、代金減額請求、損害賠償の請求又は契約の解除(以下この条において「請求等」という。)をすることができない。ただし、受託者が検収の時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

- 2 委託者は、請求等を行うときは、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等を示して、受託者に契約不適合についての責任を問う意思を明確に告げる。
- 3 委託者が第1項に規定する請求等が可能な期間(以下この項及び第6項において「契約不適合責任期間」という。)の内に契約不適合を知り、その旨を受託者に通知した場合において、委託者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 4 委託者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の理由となる契約不適合に関し、民法の時効消滅の範囲で、当該請求等以外に必要なと認められる請求等を行うことができる。
- 5 前各項の規定は、契約不適合が委託者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受託者の責任については、民法の定めるところによる。
- 6 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 7 委託者は、成果の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受託者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受託者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りではない。
- 8 委託者は、引き渡された成果の契約不適合が委託者の指示により生じたものであるときは、当該契約不適合を理由として、請求等を行うことはできない。ただし、受託者がその指示が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りではない。

(談合その他不正行為による賠償金)

第27条 受託者は、第16条第1項第10号キからコまでのいずれかに該当するに至ったときは、委託者が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を委託者の指定する期間内に支払わなければならない。

- 2 前項の規定は、契約が完了した後においても適用があるものとする。
- 3 前2項の規定は、委託者に生じた損害の額が第1項に規定する賠償金の額を超える場合においては、委託者がその超過額につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(技術提案不履行による違約金)

第28条 委託者は受託者が技術提案を行った内容を履行しない場合は、違約金を徴取することができる。違約金の金額は、重要度と不履行期間を勘案して、委託者と受託者との協議により定める。

(違約金等の徴収)

第29条 受託者がこの契約に基づく違約金、遅延損害金又は賠償金を委託者の指定する期間内に支払わないときは、委託者は、その支払わない額に委託者の指定する期間を経過した日から業務委託料支払の日までの日数に応じ、第39条に規定する遅延利息の率で計算した利息を付した額と、委託者の支払うべき業務委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

- 2 前項の規定により追徴する場合には、委託者は、受託者から遅延日数に応じ第39条に規定する遅延利息の率で計算した額の延滞金を徴収する。

(事務室等の貸借)

第30条 受託者の業務遂行のため、下水道施設内の事務室、控え室、浴室、備品等(以下「事務室等」という。)については、契約期間中無償で貸借することができる。

- 2 事務室等の貸借を受けようとするときは、文書で届け出なければならない。
- 3 受託者は、委託業務の完了、契約の解除、業務計画等の変更等によって不用となった事務室等は、遅滞なく委託者に返還しなければならない。

(知的財産権の保護)

第31条 受託者は、この契約の履行に当たって、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令に基づき保護される権利を保護しなければならない。

- 2 受託者は、この契約の履行に当たって、特許権その他第三者の権利の対象となっているものを使用する場合には、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(秘密の保持)

第32条 受託者は、契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

- 2 次の情報は、前項の秘密情報に含まれないものとする。
  - (1) 開示の時に公知である情報
  - (2) 開示される前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報
  - (3) 委託者及び受託者が契約に基づく秘密保持義務に対象としないことを書面により合意した情報
- 3 受託者は、委託者の承諾なく、業務に関する内容を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲り渡してはならない。

(委託業務の引継ぎ)

- 第33条 受託者は、技術指導が必要と認められる期間は、前任の受託者に技術指導を受けるとともに、後任の受託者に技術指導を行わなければならない。
- 2 前項の技術指導に係る期間については、委託者、受託者及び前任、後任の受託者で協議することとし、技術指導に要する費用については、委託者は負担しない。

(専属的合意管轄)

- 第34条 委託者及び受託者は、本契約に関係する一切の当事者間の紛争については、頭書の業務場所を所管する地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とすることに合意する。

(賃金又は物価の変動に基づく業務委託料の変更)

- 第35条 委託者又は受託者は、契約期間内で契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により業務委託料が不相当となったと認めたときは、次の各号に基づき相手方に対して業務委託料の変更を請求することができる。
- (1) 業務委託料の変更の対象項目は、労務費及び別で定める工業用薬品類(ユーテリティー)とする。なお、法定業務等に含まれる労務費については、対象としない。
  - (2) 賃金及び物価の変動に基づく変更契約の時期については、原則、毎年度3月期単価を参考とし、次年度4月からの適用とする。
  - (3) 変更契約については、補正予算が市議会で可決されることを前提(停止条件)とするもので、6月議会において補正予算が成立した場合には、変更契約を締結する。その際、既に履行及び支払い完了分の業務については、遡って差額を支払うものとする。
- 2 変更後業務委託料は、請求のあった日を基準とし、次の各号に基づき委託者と受託者が協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が調わない場合にあつては、委託者が定め、受託者に通知する。

- (1) 労務費は、実施設計積算単価（香川県土木部）中の「電工」労務単価（基準額）（以下、この条において「基準単価」という）が当初の設計採用額と比して、100分の5を超えて増減した額について、算出する。
  - (2) 工業用薬品類は、建設物価及び積算資料の別で定める工業用薬品単価の平均額が「令和5年度4月単価」と比して、100分の5を超えて増減した割合について、当初の設計採用額から算出する。
- 3 第1項の規定による請求は、この条の規定により業務委託料の変更を行った後再度行うことが出来る。この場合においては、同項中「契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく業務委託料変更の基準とした日」とするものとし、また、第2項第1号中「当初の設計採用額」とあるのは、「直前の変更時の額」とし、同項第2号中「令和5年度4月単価」とあるのは、「直前の変更時に用いた単価」とするものとする。

（土地への立入り）

第36条 受託者が業務のために第三者が所有する土地に立ち入る場合において、当該土地の所有者等の承諾が必要なときは、委託者と受託者が協力してその承諾を得るものとする。

（法令変更）

- 第37条 委託者又は受託者は、契約期間内で、本業務に直接関係する法令（特に本件施設の運営その他に関する事項を直接的に規定することを目的としたもの）が変更されたことにより、本件業務に関して合理的な費用変更の事由が発生した場合には、相手方に対して業務委託料の変更を請求することができる。
- 2 変更後業務委託料は、請求のあった日を基準とし、委託者と受託者が協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が調わない場合にあつては、委託者が定め、受託者に通知する。
  - 3 第1項の規定による請求は、同項「本業務に直接関係する法令」に該当しない法人税その他の税制変更（消費税率の変更は除く。）及び受託者に対して一般的に適用される法令の変更は適用外とする。

（消費税率等の改定）

第38条 この契約締結後、消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正等によって消費税等額に変動が生じた場合は、委託者は、この契約をなんら変更することなく業務委託料に相当額を加減して支払う。

(遅延利息の率)

第 39 条 遅延利息の率は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定により財務大臣が決定する率とする。

(定めのない事項等の処理)

第 40 条 この契約に定める事項又はこの契約の条項に疑義が生じたときは、委託者、受託者協議して決定するものとする。

## 別表

	令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度	
	業務費	消費税額	業務費	消費税額	業務費	消費税額	業務費	消費税額	業務費	消費税額
4月										
5月										
6月										
7月										
8月										
9月										
10月										
11月										
12月										
1月										
2月										
3月										
合計										